

共 済

NEWS

公告広報

No.137

## 公 告

平成27年三職共公告第3号

### 定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙1のとおり変更したのでこれを公告する。

平成27年三職共公告第4号

### 定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙2のとおり変更したのでこれを公告する。

平成27年三職共公告第5号

### 定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙3のとおり変更したのでこれを公告する。

平成27年3月13日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 大口 秀 和

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	北 恭 一 郎
電 話	(059)-228-2938

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 9 条第 4 項及び第 5 項中「及び職員引継一般地方独立行政法人」を「、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」に改める。

第 36 条第 1 項中「地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

附則第 4 項中「昭和 49 年 6 月 25 日から施行令附則第 11 条の 2 に定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、第 36 条第 1 項の変更は平成 27 年 1 月 1 日から適用し、附則第 4 項の変更は平成 26 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 施行日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(選挙区)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用については、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和39年法律第152号)附則第3条の規定により組合員となった者は組合に所属する職員である組合員と、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村(組合、一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人、<u>職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人</u>を含む。以下同じ。)に所属する職員である組合員とみなす。</p> <p>5 第3項の規定の適用において一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人、<u>職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人</u>の選挙区は、その事務所の所在する市町村の属する選挙区に含めるものとする。ただし、三重県市町総合事務組合及び組合の選挙区は、第2区とする。</p> <p>(家族療養費附加金)</p> <p>第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第56条第2項第1号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。))及び同項第2号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。))を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。))第23条の3の4第1項第2号<u>又は第3号</u>に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に</p>	<p>(選挙区)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用については、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和39年法律第152号)附則第3条の規定により組合員となった者は組合に所属する職員である組合員と、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村(組合、一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人<u>及び職員引継一般地方独立行政法人</u>を含む。以下同じ。)に所属する職員である組合員とみなす。</p> <p>5 第3項の規定の適用において一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人<u>及び職員引継一般地方独立行政法人</u>の選挙区は、その事務所の所在する市町村の属する選挙区に含めるものとする。ただし、三重県市町総合事務組合及び組合の選挙区は、第2区とする。</p> <p>(家族療養費附加金)</p> <p>第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第56条第2項第1号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。))及び同項第2号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。))を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。))第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものに</p>

変 更 後	変 更 前
<p>係るものにあつては、50,000円) を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>当分の間</u>、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職のさい当該代議員の属する選挙区に属していたものうちから選挙」とする。</p> <p>5～13 (略)</p>	<p>あつては、50,000円) を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>昭和49年6月25日から施行令附則第11条の2に定める日まで</u>の間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職のさい当該代議員の属する選挙区に属していたものうちから選挙」とする。</p> <p>5～13 (略)</p>

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 40 条第 1 項（1）の表中「1, 000 分の 2. 7」を「1, 000 分の 2. 4」に改め、同項（2）の表中「1, 000 分の 2. 16」を「1, 000 分の 1. 92」に改める。

第 42 条中「平成 26 年度」を「平成 27 年度」に、「1, 975 円」を「1, 985 円」に改める。

附則第 2 項の表中「1, 000 分の 2. 16」を「1, 000 分の 1. 92」に改める。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日公告第 4 号）

- 1 この変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 27 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

変 更 後							変 更 前						
(掛金及び負担金の額) 第40条 (略) (1) 給料の額に乘じる数値							(掛金及び負担金の額) 第40条 (略) (1) 給料の額に乘じる数値						
組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 2.25	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 2.25	一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 2.25	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 2.25
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	<u>1,000</u> 分の <u>2.4</u>	—		<u>1,000</u> 分の <u>2.4</u>	—		長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	<u>1,000</u> 分の <u>2.7</u>	—		<u>1,000</u> 分の <u>2.7</u>	—	
(2) 期末手当等の額に乘じる数値							(2) 期末手当等の額に乘じる数値						
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8	一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	<u>1,000</u> 分の <u>1.92</u>	—		<u>1,000</u> 分の <u>1.92</u>	—		長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000 分の <u>2.16</u>	—		<u>1,000</u> 分の <u>2.16</u>	—	
2 (略) (資金の繰入れ)							2 (略) (資金の繰入れ)						

変更後

第 42 条 平成 27 年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、1,985 円とする。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8
47.56	5.52	47.56		5.52		
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	<u>1,000</u> <u>分の</u>	—	1.8	<u>1,000</u> <u>分の</u>	—	1.8
<u>1.92</u>		<u>1.92</u>				

3～13 (略)

変更前

第 42 条 平成 26 年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、1,975 円とする。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の 1.8
47.56	5.52	47.56		5.52		
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	<u>1,000</u> <u>分の</u>	—	1.8	<u>1,000</u> <u>分の</u>	—	1.8
<u>2.16</u>		<u>2.16</u>				

3～13 (略)

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 4 1 条中「長期経理」を「厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改める。  
附則第 1 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 1 4 組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 7 5 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第 1 2 項中「及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日公告第 5 号）

この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。



## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(経理単位)</p> <p>第 41 条 組合の経理単位は、短期経理、<u>厚生年金保険経理、退職等年金経理、預託金管理経理、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 <u>組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第12項中「及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。</u></p>	<p>(経理単位)</p> <p>第 41 条 組合の経理単位は、短期経理、<u>長期経理</u>、預託金管理経理、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 (略)</p>